

令和5年第4回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年4月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第4回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員5名】

22番 永露 茂	27番 日野 裕子	28番 手嶋 富與
34番 平田 美津子	35番 高良 悟	

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日 野 清 宝
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 金子 明
家守 有里 彩

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和5年第4回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に7番椿委員、8番吉松委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

5ページまで24件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から24番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

6ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とし、事務
局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番 永井委員。

15番挙手

15番 届出人の住所・氏名、届け出物件については、記載のとおりです。

施工期間は、令和5年3月27日から5月10日まで。現況は田で、盛土して畑にします。
概ね70cmの盛土。雨水は地下浸透。最後にみかん、キウイ等を作付けする予定です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません」)

議 長 報告番号1番について、意見や質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告番号1番を終わります。

議 長 7ページをお開き下さい。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の
説明を求めます。

事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明
議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手
議 長 農業振興課。
農業振興課 (金子) 詳細について説明。ご審議方よろしく願います。
議 長 農業振興課の説明は終わりました。
本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
10ページをお開きください。
次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の17番手嶋委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の8番吉松委員、37番上野委員を指名いたします。
次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の14番坂田委員、33番柳委員を指名いたします。
審議番号1番から4番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
11ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (川波)朗読をもって説明。16ページまで18件ございます。ご審議方よろしくお願いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。
5番挙手
議 長 5番武井委員。
5番 (武井委員)審議番号1番について説明いたします。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は相続したが農業をしていない。申請土地は譲受人の横にある畑になっています。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いたします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。
1番挙手
議 長 1番徳田委員。
1番 (徳田委員)審議番号2番について説明いたします。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は規模拡大、譲渡人は、規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いたします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手
議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員)審議番号3番について説明いたします。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は、離農です。譲受人は申請土地の北の土地に家を建てたいが奥に譲渡人の土地があり、家を建てると入る道がありません。それと、どうしても買

いたいと要望があり申請に至っています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
（「ありません」）

議長
4番 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（末石委員）4月から下限面積がなくなって、農地法第3条第2項で変更があったのは、下限面積と他に何かありますか。農業従事日数とか、農業従事日数は150日のままですか。
議長
事務局 事務局。

議長
事務局 下限面積が撤廃されたのみで、農地を守っていく観点から150日の規程ですとか、荒らしている農地がないかなどは残っています。今後ご審議の際にも、引き続きそういった観点から見ていってください。よろしく願いいたします。

議長 他にありませんか
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長
全委員 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。
6番挙手

議長
6番 6番小島委員。
（小島委員）審議番号4番について説明いたします。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は京都の方で管理ができないので譲受人が買うことになりました。

議長 農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長
全委員 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次の、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。
6番挙手

議長
6番 6番小島委員。
（小島委員）審議番号5番について説明いたします。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲渡人は高齢のため。また、夫が早くに亡くなっており、本人も施設に入所されています。申請土地は譲受人の周りにある農地です。譲渡人が高齢により売買を依頼し、成立しました。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長
全委員 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。7番橋委員。
7番挙手

- 議 長 7番 7番椿委員。
 7番 (椿委員) 審議番号6番について説明いたします。
 譲受人・譲渡人・申請土地については、
 議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
 次に、審議番号7番については農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、11番鳥巢委員が関係しますので、審議が終わるまで11番鳥巢議員は退室をお願いいたします。
 (鳥巢委員退室)
 審議番号7番について担当委員の説明を求めます。28番手嶋推進委員。
 28番挙手
- 議 長 28番手嶋推進委員。
 28番 (手嶋推進委員) 審議番号7番について説明いたします。
 譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は高齢となっておりますが、実際、地目は畑になっていますが荒れ放題の状況です。平成29年九州北部豪雨災害で道はあるが現地に行けない状況です。譲渡人は高齢であり、田川に居住しています。どうしても処分したい意向があり、鳥巢委員が引き受けている状況です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
 28番 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。審議が終わりしましたので、鳥巢委員の入室をお願いいたします。
 (鳥巢委員入室)
 次に審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。
 11番挙手
- 議 長 11番鳥巢委員。
 11番 (鳥巢委員) 審議番号8番について説明いたします。
 譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は高齢のためということで成立しています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明がありますか
 28番 (手嶋推進委員) ありません。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。
次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。 11 番鳥巢委員。
11 番挙手

議 長 11 番鳥巢委員。
11 番 (鳥巢委員) 審議番号 9 番について説明します。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は親からの贈与、譲渡人は子への贈与です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。参考までに、農地全部を確認したところ平成 29 年の災害で 8 割から 9 割は復旧ができていない状況でありました。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません」)

議 長 審議番号 9 番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。
次に、審議番号 10 番について、担当委員の説明を求めます。 15 番永井委員。
15 番挙手

議 長 15 番永井委員。
15 番 (永井委員) 審議番号 10 番について説明します。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は新規就農、譲渡人は相続したが農家ではない。どちらも福岡市居住で、二人は親族にあたります。譲受人が 10 年以上畑を管理しており、ちゃんと管理しています。隣に宅地があり売買が成立しています。譲受人が購入して居住できる状態になっており、管理はしやすいです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません」)

議 長 審議番号 10 番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 10 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 10 番は許可といたします。
次に、審議番号 11 番について、担当委員の説明を求めます。 8 番吉松委員。
8 番挙手

議 長 8 番吉松委員。
8 番 (吉松委員) 審議番号 11 番について説明します。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 11 番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 11 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 1 番は許可といたします。
議 長 次に、審議番号 1 2 番について、担当委員の説明を求めます。8 番吉松委員。
8 番 挙手
議 長 8 番吉松委員。
8 番 (吉松委員) 審議番号 1 2 番について説明します。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は荒れているので一体的に管理するため、譲渡人は相手からの要望です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
議 長 審議番号 1 2 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 2 番は許可といたします。
議 長 次に、審議番号 1 3 番について、担当委員の説明を求めます。1 0 番長野委員。
1 0 番 挙手
議 長 1 0 番長野委員。
1 0 番 (長野委員) 審議番号 1 3 番について説明します。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人はこの土地が近くにあるので相手方の要望ということ、譲渡人は高齢ということで話がまとまったそうです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
議 長 審議番号 1 3 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 3 番は許可といたします。
議 長 次に、審議番号 1 4 番について、担当委員の説明を求めます。2 番森部委員。
2 番 挙手
議 長 2 番森部委員。
2 番 (森部委員) 審議番号 1 4 番について説明します。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲渡人は耕作ができない。家を改修して譲受人が帰ってくる。申請土地が荒れているため火事になったりすると困るので買収する。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません」。
議 長 審議番号 1 4 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 4 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 4 番は許可といたします。
議 長 次に、審議番号 1 5 番について、担当委員の説明を求めます。2 番森部委員。
2 番 挙手

- 議 長 2番森部委員。
2番 (森部委員) 審議番号15番について説明します。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲渡人は高齢のため、譲受人は相手方の要望。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません」)。
議 長 審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。
議 長 次に、審議番号16番について、担当委員の説明を求めます。2番森部委員。
2番挙手
- 議 長 2番森部委員。
2番 (森部委員) 審議番号16番について説明します。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲渡人は遠方に住んでいるため、譲受人は相手方の要望。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません」)。
議 長 審議番号16番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号16番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号16番は許可といたします。
次に、審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。
3番挙手
- 議 長 3番森部委員。
3番 (井上委員) 審議番号17番について説明します。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲渡人〇〇は農機具が流され農業を辞めたため、譲渡人〇〇は農業をやっていない、譲渡人〇〇は今回売買する農地までは手が回らず放置しているためです。譲受人は新規就農です。4月3日に3役、担当委員、担当推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は66歳で運送業を営んでいましたが、子に経営を移譲しました。
豪雨災害で被災した松末を復興しようと小河内地区にグランピングをし、観光農園をつくり、グランピングに来た人に農業体験をしてもらう予定です。松末で一大事業として農業をやってみたいと思われたそうです。
農業の経験はありませんが、周りの人たちに教えてもらい、やっていきたいと考えています。農機具はトラクターを持っています。1、2年目は荒れている農地を整えて、3年目に野菜をつくろうと計画しています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号17番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号17番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 17 番は許可といたします。
次に、審議番号 18 番について、担当委員の説明を求めます。4 番末石委員。
4 番挙手
- 議 長 4 番末石委員。
4 番 (末石委員) 審議番号 18 番について説明します。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は農家暮らしがしたい、農村でくらしたいということで空き家付きの農地です。3 月まで申請では空き家付きの農地で申請するところでありましたが、4 月から下限面積の撤廃のため 3 条申請となりました。譲渡人の二人は相続で農地を取得しましたが、隣の人に農地を管理してもらっていました。家と一緒に農地を売るということになっています。
譲受人と話をしましたが、柿をつくり隣の人に管理してもらっている。農業をしますと聞いています。198㎡ですけど農業従事日数は200日で申請が上がっています。家がすぐ近くであるので、毎日観察できます。従って、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員から補足説明はありませんか。
審議番号 18 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 18 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 18 番は許可といたします。
- 議 長 ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14 時 50 分まで休憩します。

14 時 38 分休憩
15 時 05 分再開
- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
17 ページをお開きください。次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規程による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。2 件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。8 番吉松委員。
8 番挙手
- 議 長 8 番吉松委員。
8 番 (吉松委員) 審議番号 1 番について説明します。
転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良。転用の理由は水はけが悪いため地上げして、営農の効率化を図るもの。20 年くらいになるかもしれませんが田も植えていない状況です。地上げを 45cm くらいして麦作をするというような状況です。農地法の運用については、農用地区域内にある農地に該当します。ご審議方よろし

くお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
18番挙手

議長 18番林委員。
18番 （林委員）審議番号2番について説明します。

転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良。転用の理由は耕作不便であることから造成し、針桑の効率的な栽培を行うものです。ビデオも見ましたがここは水田跡で山間の谷間の湿田です。そこを土を上げて効率的に針桑の栽培をしたいというもので搬入土量は5290㎡、最大地上げ高は4.025m。期間は令和8年8月31日まで。作付け予定は針桑ということです。農地の用途区分として農用地区域内にある農地に該当します。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員から補足説明はありませんか。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

6番 （小島委員）4m地上げした場合、周りの土地より高いのですか、低いのですか。

18番 （林委員）さっき見たように、上から2段目か3段目の高さに合わせます。

6番 （小島委員）その時に、雨も降るので、雨水処理をどうするのか。

18番 （林委員）雨水は、谷川が流れているので、流し込みます。

議長 二人でやりとりしないように。他に質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

議長 18ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明。19ページまで6件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長 9番窪山委員。
9番 （窪山委員）審議番号1番について説明します。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的としては、自己用住宅及び事務所の建築。理由は現在借家住まいのため自己用住宅を建設するもの。併せて事務所を建設するものです。契約は売買。第1種低層住宅専用地域で、農地法の運用については用途地域が定められている農地になっています。下水は通っています。雨水は道路側の水路に流します。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議 長 16番畑委員。
16番 (畑委員)面積が949㎡ありますが、一般住宅ですよね。

議 長 9番窪山委員。
9番 一般住宅です。

議 長 16番畑委員。
16番 一般住宅の場合は500㎡でなかったですか。農家住宅であれば、1,000㎡ではないですか。2軒分あるのではないですか。

議 長 事務所とあるが、何の事務所が建つのですか。商売か何かするのですか。
議 長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員)どのような事務所かは聞いていませんが、駐車場として7台停めるような計画に、図面的にはなっています。

議 長 何か、営業をするのですか。
議 長 9番窪山委員。
9番 聞いていません。

議 長 面積の件について、事務局としてどうか。
事務局 (渡辺)自己住宅の場合は500㎡であるが、事務所を併設しているので、6番委員が説明したように駐車場スペースとして7台停める必要があります。また、事務所はこの方がされているのが就労支援A、B型の運営をされているようで、その事務所、本部事務所をこの方はつくられるそうです。

議 長 6番小島委員。
6番 事務所を含むとなり、29.80㎡の事務所を含めて250.50㎡であり、余る方が大きいのではないですか。これは2軒分ではないのですか。駐車場7台分あるとしても、相当広いのではないですか。計画がおかしいのではないですか。

議 長 事務局どうぞ。
事務局 (川波)先ほどの質問の案件ですが、確かに、宅地部分の建設面積からいけば、事務所用地含めての250.50㎡になりますので、おっしゃるとおり空気が広いのではないかといいところもありますが、住宅の形状や土地の形状に合わせて来客用の駐車場やレイアウトした時にどうしても出入りする経路を考えないといけないので必要面積として計上されています。

議 長 6番小島委員。
6番 あまりにも、おかしい。
議 長 計画書、図面を見せて欲しい。
議 長 暫時休憩します。

15時15分休憩
15時21分再開

(「理由書を付けて、県に出すのか」と呼ぶ者あり)

議 長 反対、不許可です。
事務局。
事務局 (松尾)反対の理由としては、今までの話を総括すると、事務所部分と駐車場の台数に対して、面積が広すぎる。というお話かなと思います。
(「OKではないですよね」と呼ぶ者あり)

議 長 18番林委員。
副議長 分筆して500㎡にして自己用住宅を建てて、別棟にして事務所を建てる。

議 長 そこへんはちゃんと、話をつけてもらいます。
 (「ちょっといいですか。分筆となった場合、500㎡を宅地として、残り494㎡を田にするのか宅地にするのか。2筆に分ける、どうなるのか」と呼ぶ者あり)

議 長 18番林委員。

副議長 この場合は500㎡で自宅を建てて、残りの部分を事務所と駐車場にすれば、だいたいいいのではないですか。

議 長 そのようにすれば、問題ない。

 (「この図面に、駐車場を加えることにすればどうか。露天駐車場という名目で」と呼ぶ者あり)

 (発言する者あり)

議 長 審議番号1番について、ほかに質問や意見はありませんか。

 (「なし」と呼ぶ者あり)

 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成 7名

 (2番委員、3番委員、8番委員、9番委員、14番委員、15番委員、17番委員)

議 長 反対多数で、不承認と致します。

 反対意見を付して県に送付したいと思います。

議 長 それでは、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

 9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は自家用住宅。現在住んでいる実家が手狭になってきたため自家用住宅を建設するものです。第一種住居地域に該当します。農地法の運用については、用途地域が定められている農地になっています。契約は売買。下水は下水道、雨水は道路わきの水路に流します。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明はおわかりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

 (「なし」と呼ぶ者あり)

 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします

議 長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

 9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 審議番号3番について説明します。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は分譲住宅地。転用理由は住環境がよく、交通の便利も良いため分譲を行うもの。第一種住宅地域で、農地法の運用については用途地域が定められている農地に該当します。下水は下水道が通っています。雨水については横の溝に流すそうです。契約は売買。ご審議方よろしくお願致します。

議 長 担当委員の説明はおわかりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

 (「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長
議 長

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長
14番

14番坂田委員。

(坂田委員) 審議番号4番について説明します。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいのため自己用住宅を建設するものです。一体開発する宅地は225.43㎡。農地法の運用については10ha以上の一団の農地に該当し第一種農地。汚水は下水道。雨水は自然流下、新たに側溝を作る予定です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明はおわりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長
議 長

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

10番挙手

議 長
10番

10番長野委員。

(長野委員) 審議番号5番について説明します。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借ということです。居宅69.97㎡車庫24㎡、倉庫9㎡です。農地法の運用については、高速道路の入り口から概ね300m以内の農地に該当します。転用の理由は、現在実家住まいで手狭なため、自己用住宅を建築するものです。下水道は前面道路に通っています。雨水は北側に大きな排水路が通っていますので、そちらに流します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明はおわりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長
議 長

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。2番森部委員。

2番挙手

議 長
2番

2番森部委員。

(森部委員) 審議番号6番について説明します。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は建売住宅を2棟。転用の目的は申請地は住環境も良く、需要が見込まれるため建売分譲住宅を建築するものです。契約は売買です。農地法の運用については10ha以上の一団の用地に該当し、農地の区分については第一種農地となっています。

審議方よろしくお願い致します。

議 長
推進委員

担当委員の説明はおわりました。推進委員より補足説明はありませんか。

(「ありません」)

議 長

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

16番挙手

議 長

16番畑委員。

16番 排水関係お願いします。

2番 排水関係については、下水は横に通っております。雨水については自然流下で処理します。

議長 一種農地で分譲ができるのか。何とか分譲というのですか。

事務局 (松尾) 一種農地で宅地分譲はできませんが建売分譲はできます。

議長 何とか分譲と言っていたね。

事務局。

事務局 (松尾) 今回は建売分譲です。

議長 今回は建築して、分譲する。

他に質問や意見はありませんか。なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

20ページをお開き下さい。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (岩切) 事務局議案朗読をもって説明

審議番号1番については、推進機構からの買い入れとなります。

審議番号2及び3番については、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から3番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番から3番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

21ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長 14番坂田委員。

14番 (坂田委員) 審議番号1番について説明いたします。

申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。ビデオで見てもらったとおり、石垣に囲まれている家の周りが農地のままということで、今回、非農地判断ということになっています。農地の状況につきましては農用地区域外、第一種農地(集落接続)。20年前から宅地課税です。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明はおわりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議 長 22ページをお開き下さい。次に、議案第8号「令和5年度最適化活動の目標の設定等の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。引き続き目標の設定など説明
議案として、送付していたので、ご覧になっているものとして、説明を行わせていただきます。まず、活動計画等推進委員として農業委員から4名、推進委員4名、計8名の方に案を作成し、送付しています。時間の関係上3月27日まで書面審査ということで、ご意見等あればということで先に確認してもらっております。

その中で、2点ご質問頂いています。それと一緒に注意点ということで議案書と一緒に送付していた。25ページ目、2最適化活動の活動目標の日数目標が10日になっています。これが日数目標は6日じゃなかったかとの質問を頂きました。目標は国の方針により10日にしていますが、実際は皆様には6日以上でできる方は10日をお願いしているのが実情です。国のほうからは目標は10日に来ているので、公式に出す目標は月10日を出しているところ。それから、今回の件とは別の機会に委員からお尋ねがありました。上限は何日に書いて出しているのかですが、実際問題として交付金の算定対象になるのは、平均月13日が上限になっています。それ以上の20日、30日とか、活動日数を出して頂いても、13日と同じ扱いとなります。いっぱい出していこうと思っている方は13日出してもらえばいいです。宜しくお願いいたします。

それから、最後の4点目。議案の25ページ、「活動強化月間の設定目標」年に3回、3ヶ月の活動の強化月間をつくっています。これも強化月間があったかとの質問を頂いたのですが、活動強化月間はあくまでも国のほうから年に3回やってほしいと言われているものです。実際、皆様には通年でお願いしていることを7月、11月、2月を事務局のほうでピックアップして記入しています。皆様には通年で頑張ってもらえばいいです。宜しくお願いいたします。

それから、議案を発送した後に一点質問を頂きました。議案の24ページの一番上になります。「最適化活動の成果目標」(1)農地の集積ということで、現状のところ、朝倉市 集積率が67.2%現在とあります。これは令和4年9月末時点の数字ですので、現在は少し伸びていることかと思えます。これにつきまして、市内のこういった地区で、集積が進んでいて、こういった地区で集積が進んでいないのかという問い合わせがありました。やはり、圃場整備をしているような地区、安川、馬田、金川、蟻城、大福等そういった圃場整備をしている地区は集積が8割以上進んできています。どうしても中山間地区等傾斜のある地区ではつくる作物にもよりますが、米、麦等でなければ10ha、20haつくる人はいません。認定農家や中核農家に集積されていないのが現状です。頂いた質問は以上でございます。

それから、ここに使っている数字は令和5年4月1日と書いているが、実際は令和5年3月中にわかる範囲の数字でつくって、皆さんに議案として送付しています。今回は国から3月中に案をつくって、4月の定例会に出して欲しいといわれています。実際は来週位になると、4月1日、最新の数字が出てくるかと思えます。

その際は、一部数字の修正をさせて頂いて、インターネット等で公表するようになると思えます。その点ご了承いただきまして、ご審議頂ければと思います。宜しくお願いいたします。以上でございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか

議 長 ちなみに、前年度の活動報告の平均はどうか。

事務局 (松尾) 平均6日はいいいけません。定例会に出たり、3、4、5条申請で現地に行ったこ

とは除くことで、最適化活動は数えるようになっていきます。皆さんが出されている報告のすべてがカウントされていません。一部除いてのこちらのカウントになります。一番活動している方で月10日なるかぎりぎりだったと思います。ですので、年間6日出して、4日から5日になる人が多かったです。

(「農地の幹旋等での現地確認はどうなりますか」と呼ぶ者あり)

事務局 (松尾) 幹旋は対象になりますので、記入してください。

議長 幹旋関係で相手との話は、1回、1回記入してください。

事務局 (松尾) 電話したのも、1日で書いてください。

(「電話は30分とか書かれないのでは」と呼ぶ者あり)

事務局 (松尾) 大丈夫です。幹旋して、断られたということも、1日で書いて大丈夫です。

(「農地パトロールは対象ですか」と呼ぶ者あり)

事務局 (松尾) 農地パトロールはOKです。遊休農地の調査、違反転用の調査はOKです。

永露委員 農地パトロールは月2日までですか。

事務局 (松尾) 農地パトロールは、以前は月2回お願いしていましたが、今は月何回でも結構です。月6回なら6回、月10日なら10でも結構です。宜しくお願い致します。

議長 他に、質問はありませんか。

議長 他にありませんか、なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、本件は承認と致します。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 16:15)